

関西国際空港関連地域整備計画

昭和61年12月

大阪府

はじめに

関西国際空港は、我が国で初めて 24 時間運用を行う本格的国際空港であり、国際化、情報化の進展の中で、その建設は、単に大阪、近畿だけでなく我が国にとって喫緊の事業である。

同空港が将来にわたって国際空港としての機能を円滑に発揮するとともに、地域の均衡ある発展が可能となるためには、大阪の南北軸の強化をはじめとする交通体系の整備や空港周辺地域の都市基盤整備などを推進することが必要である。

国においては、空港の立地に伴う関連施設を計画的に整備するための基本的な方針として「関西国際空港関連施設整備大綱」が策定されたところであるが、大阪府においても、この大綱を踏まえ、「大阪府総合計画」との整合を図りつつ、公共施設等の整備に関し、府が行うべき必要な事項等を明らかにするとともに、空港立地のインパクトに対応した都市基盤、産業施設等の整備のための計画を定めることが必要である。

空港に関連して早急に整備を必要とする公共施設等は相当数に上るものがあるが、国、関係地方公共団体の今なお厳しい財政状況の制約の下にあっては、必要な事業について特にこれらを計画的、効率的に推進して行かなければならない。

このため、大阪府の「関西国際空港関連地域整備計画」を策定することとした。

今後、この計画に基づき、関係方面と相互に協力しながら、関西国際空港に関連する地域整備を推進する。

目次

第1章	計画の基本方針	4
第1	計画の目的	4
第2	計画の期間	4
第3	地域整備の推進方向	4
1	基本的な考え方	4
2	空港周辺地域の土地利用の方向	4
3	主要な施設整備の方向	5
第2章	整備計画	7
第1	交通体系の整備	7
1	道路	7
(1)	自動車専用道路等	7
(2)	一般道路	7
(3)	連続立体交差事業	8
2	鉄道	8
3	港湾	8
4	ターミナル施設	8
(1)	航空旅客ターミナル	9
(2)	航空貨物ターミナル	9
5	その他の交通施設	9
第2	市街地の整備	9
1	住宅・宅地開発等	9
(1)	計画的開発地区の整備	9
(2)	府営住宅の建替及び改善	9
2	市街地開発等	9
(1)	土地区画整理事業等	9
(2)	市街地再開発事業等	10
(3)	まちづくり計画	10
3	臨海部の再開発等	10
第3	都市基盤の整備	10
1	上水道	10
(1)	水資源開発	10
(2)	上水道施設	10
2	下水道	10
3	河川・砂防	11
4	公園・緑地・海岸環境整備・緑化の推進	11
5	廃棄物処理施設	11
6	消防施設	11
7	警察・交通安全施設	11

	(1)警察施設	11
	(2)交通安全施設	12
8	教育・文化施設等	12
	(1)学校施設等	12
	(2)文化施設等	12
第4	農林漁業の振興	12
1	農業の振興	12
	(1)優良農地の確保と生産生活基盤の整備	12
	(2)高収益農業経営の育成	12
	(3)流通施設の整備	13
	(4)都市と農林業の交流	13
2	森林の保全と活用	13
3	漁業の振興	13
	(1)漁場の整備開発	13
	(2)栽培漁業の推進	13
	(3)漁業経営の安定	13
	(4)都市と漁業の交流	14
第5	産業の振興等	14
1	コスモポリス構想の推進	14
2	地場産業等の振興	14
3	雇用の開発・安定	14
	(1)空港等の建設過程における労働力の確保	14
	(2)総合的な労働対策の推進	15
第6	救急医療体制等の整備	15
1	救急医療体制の整備	15
2	高度医療体制の整備	15
3	感染症対策	15
第7	南大阪湾岸整備事業	15
第8	阪南丘陵開発事業	16
第3章	計画の推進	17
第1	国、地方公共団体等との協力	17
第2	関連行政計画との整合	17
第3	計画の推進に当たっての留意事項	18
第4	社会経済情勢の変化への対応	18

(参考) 事業概要

(参考図)

1. 交通体系
 - (1) 広域幹線道路
 - (2) 鉄道
 - (3) 空港周辺地域の交通体系
2. 主要事業の位置
3. 南大阪湾岸整備事業土地利用計画
4. 阪南丘陵開発事業土地利用構想

第1章 計画の基本方針

この計画は、関西国際空港の立地に伴う関連施設の整備に関する国の基本的な方針をとりまとめた「関西国際空港関連施設整備大綱」を踏まえつつ、空港立地のインパクトに対応した地域整備を推進するため、大阪府の計画として策定するものである。

第1 計画の目的

この計画は、関西国際空港に関連する公共施設等の整備に関し、必要な事項を定めることにより、関西国際空港の立地に伴う関連地域整備の計画的推進を図り、もって空港機能の円滑な発揮と地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

第2 計画の期間

この計画の期間は、昭和61年度から関西国際空港の開港目標年度（昭和67年度）までとするが、長期的に対応を必要とする課題についてもこの計画において示すものとする。

第3 地域整備の推進方向

1 基本的な考え方

- 関西国際空港を核とした新たな臨空都市の形成を図るとともに、これと大阪都心部及び府下各地域との有機的な連携を確保しつつ、21世紀に向けて大阪を国際化、情報化の時代に対応した国際文化都市として発展させるため、長期的な視点に立って関連事業の着実な推進に当たる。
- 関西国際空港は、広く西日本全域にわたって活用されるべきものであることから、特に交通体系については、大阪府域、近畿圏の主要都市のみならず西日本の各地と空港とを結ぶ広域的な視点に立って関連する交通施設の整備を推進する。
- 関西国際空港の立地による影響は、都市の物的な構造のみならず、産業・経済活動さらには府民生活に至る広範な領域にわたるものであることから、地域の環境に十分配慮しつつ地域の発展を図るため、
 - (1) 空港機能発揮のために必要な事業
 - (2) 従業員をはじめとする空港の立地に伴う人口増加に対処するために必要な都市基盤整備事業
 - (3) 空港の立地が地域の社会経済活動に与える影響に対処するための事業
 - (4) 空港のインパクトを活用し地域振興を図るための事業を対象として、関連する施策、事業を総合的に推進する。

2 空港周辺地域の土地利用の方向

(臨海部)

臨海部については、港湾、漁港等の機能の充実を図るとともに、海岸の整備や養浜に努めるなどアメニティに富んだ海浜レクリエーションゾーンの形成を図る。既に開発の

進められた工業地域等においては、空港立地のインパクトを生かして、港湾機能を強化しつつ、高付加価値の都市型産業の立地を促進するなど、その活性化を図る。

また、空港対岸部においては、南大阪湾岸整備事業を推進し、国際的な通商・交流・情報ゾーンの整備を図る。

(既成市街地)

既成市街地及びその周辺部については、道路、公園、下水道等の都市基盤整備を進め、快適な居住環境の形成を図るとともに、地域の核となる交通要衝地等において再開発事業等市街地の整備事業を推進し、都市機能の向上とその活性化を図る。

(農業地域)

平地から丘陵、山麓にいたる農業地域については、生産性の高い都市近郊農業の振興を図るため、優良農地、集団的農地の確保と保全に努めるとともに、農業基盤の整備などにより生産団地の育成を図る。

(丘陵部)

丘陵部については、周辺の自然環境に配慮した宅地の開発とともに、大学、研究機関、先端技術産業等の立地を進めるなど良好な新市街地の形成を図る。

特に、土砂採取跡地においては住宅を中心として産業施設等の誘致をも含む国際化・情報化の進展に対応した複合的なまちづくりを推進する。

(山間部)

山間部については、自然環境の保全と林業の振興を図るとともに、広域的なレクリエーション機能の整備を図る。

3 主要な施設整備の方向

(交通体系の整備)

国土主軸と直結する南北軸を強化し、近畿圏の主要都市及び府下の各地域等と空港を結ぶ円滑なアクセスを確保するとともに、空港周辺地域の均衡ある発展を図るため、道路、鉄道、港湾など空港を要とする広域的な交通体系の整備を図る。

また、ヘリコプター等各種輸送手段の導入についても、その検討を進め、具体化を図る。

(市街地の整備)

空港従業員をはじめとする人口増加に対処するとともに、空港立地のインパクトを積極的に活用し、活力と魅力あるまちづくりを進めるため、計画的な住宅・宅地開発、土地区画整理、市街地再開発等の事業を推進する。

また、地区計画等の積極的な導入を図る。

(都市基盤の整備)

空港の立地に伴う一層の市街化に対処し、地域の良好な市街地形成を図るため、市街地の整備と併せて道路、上・下水道、河川、公園・緑地等の都市基盤の整備を図る。

また、高等教育機関及び試験研究機関等の誘致に努めるとともに、情報化の進展に対応してニューメディアの導入等情報通信基盤の整備を図る。

(農林漁業の振興)

農林漁業が生鮮食料品等の供給と自然環境の保全に果たす役割の重要性を踏まえ、空港の立地に伴う生産環境の変化に対処するとともに、食料品需要の増大等新たな要因を最大限に活用しうるよう地域の特性と発展方向に即した農林漁業の振興を図る。

(産業の振興等)

空港の立地及びこれに伴う交通体系の整備による産業立地条件の向上を活用して、大

阪の産業構造の高度化、経済の活性化を図るため、先端産業団地等の整備を促進するとともに、地場産業をはじめとする地域の産業の知識集約化、高付加価値化を促進し、その振興を図る。

また、空港の建設・運用等に伴う労働力需給の変化等に対応するため、総合的な労働対策を推進する。

(救急医療体制等の整備)

空港の立地に伴う人口増加及び交通量の増大等に対処するため、泉州地域における救急医療体制等の整備を図る。また、海外からの感染症に対する検疫体制等の整備を図る。

(南大阪湾岸整備事業)

空港建設・運用の支援と大阪湾及び地域の環境改善を図り、あわせて地域の振興に資するため、空港対岸部において埋立地造成事業を推進する。

(阪南丘陵開発事業)

空港建設等に係る土砂採取地において、跡地の計画的整備を図り、良好な住宅地を中心として、産業施設等の誘致をも含む国際化・情報化の進展に対応した複合的なまちづくりを推進する。

第2章 整備計画

第1 交通体系の整備

1 道 路

近畿圏の主要都市及び府下の各地域等と空港を結ぶアクセスを確保し、空港周辺地域の均衡ある発展を図るため、関係機関との調整を進め、自動車専用道路及びこれを補完する一般道路等の整備を推進する。

(1) 自動車専用道路等

- ・ 近畿自動車道天理吹田線については、昭和60年代の前半を目途に整備が図られるよう努める。
- ・ 近畿自動車道和歌山線については、空港開港時を目途に整備が図られるよう努める。
- ・ 空港連絡道路については、空港開港時を目途に整備が図られるよう努める。
- ・ 阪神高速道路湾岸線のうち、泉大津市臨海町以北については、昭和60年代の前半を目途に整備が図られるよう努める。

また、泉大津市臨海町から空港連絡道路までの区間についても、その整備を促進し、港湾再開発等の関連事業の促進、調整を図り、早期に開通できるよう努める。

- ・ 阪神高速道路大阪港線については、昭和60年代の前半を目途に整備が図られるよう努める。
- ・ 阪神高速道路大阪堺線の湊町ランプについては、空港開港時を目途に整備が図られるよう努める。
- ・ 阪神高速道路大阪高槻線については、その整備の促進に努める。また、阪神高速道路淀川左岸線については、事業の具体化が図られるよう努める。
- ・ 阪神高速道路東大阪線については、空港開港時を目途に整備が図られるよう努める。
- ・ 第2阪奈道路については、空港開港時を目途に整備を推進する。
- ・ 第2京阪道路については、その整備の促進に努める。
- ・ 南阪奈道路については、その整備の促進に努める。また、南河内道路については、調査計画を促進し、事業の具体化が図られるよう努める。
- ・ 堺泉北道路（松原泉大津線高架部分）については、空港開港時を目途に整備を推進する。

(2) 一般道路

- ・ 第2阪和国道の和歌山への延伸については、事業の具体化を図り、早期にその整備の促進が図られるよう努める。
- ・ 国道170号については、その整備を推進し、早期に開通できるよう努める。
- ・ 大阪臨海線については、その整備を推進する。
- ・ 泉大津美原線（松原泉大津線）、岸和田牛滝山貝塚線（磯之上山直線）については、空港開港時を目途に整備を推進する。
- ・ 岸和田牛滝山貝塚線（貝塚中央線）については、その整備を推進し、早期に開通できるよう努める。
- ・ 泉佐野岩出線については、その整備を推進し、早期に開通できるよう努める。樽井男里線については、事業の具体化を図り、早期に開通できるよう努める。また、

泉佐野岩出線（近畿自動車道～府県界）については、現道拡幅整備等を推進する。

- ・ 泉州山手線のうち、磯之上山直線以北については、空港開港時を目途に整備を推進するとともに、磯之上山直線から空港連絡道路までの区間については、事業の具体化に努める。
- ・ 泉佐野打田線、岬加太港線については、現道拡幅等の整備を推進する。
- ・ 泉大津粉河線（松之浜曾根線・池上下宮線等）については、事業の具体化に努める。
- ・ 淀川北岸線（中島～大野）については、空港開港時を目途に整備を促進する。
- ・ 桜島守口線、淀川南岸線については、その整備を促進するとともに、正蓮寺川関連街路については、事業の具体化を図る。
- ・ 空港従業員を対象とする住宅・宅地開発事業等に関連する道路（箱作駅前線等）については、各々の開発事業計画との整合を図りつつ整備を促進する。
- ・ 空港に関連する事業の実施に伴い必要となる生活基盤道路の整備の促進に努める。
- ・ 道路の適切な管理、運用によるアクセス機能を確保するため、道路情報提供装置及び道路標識等の整備を推進する。

(3) 連続立体交差事業

円滑な交通確保と市街地の一体化を図るため、連続立体交差事業を推進する。

- ・ 南海本線・泉佐野市については、早期に事業着手し、その整備を推進する。
- ・ 関西本線・大阪市（湊町）については、事業の具体化を図る。
- ・ 南海本線・堺市、岸和田市については、その整備を推進するとともに、同・高石

市、泉大津市、忠岡町、貝塚市については、事業の具体化に努める。

2 鉄 道

大量輸送機関として空港利用者の利便を確保するため、鉄道アクセスの整備を促進する。

- ・ 空港連絡鉄道（国鉄阪和線及び南海本線からの分岐）については、空港開港時を目途に開通できるよう整備を促進する。
- ・ 空港と新大阪駅の直結を図るため、空港開港時を目途に在来線の整備を促進する。
- ・ 大阪外環状鉄道については、新大阪～加美間において整備を促進するとともに、加美以南の延伸区間について計画の具体化を図る。
- ・ なにわ筋線については、計画の具体化を図る。
- ・ 水間鉄道及び泉北高速鉄道については、延伸計画の具体化を図る。

3 港 湾

- ・ 空港立地のインパクトを受け止め、その積極的な活用を図るため、堺泉北港及び阪南港において必要な港湾施設の整備を推進するとともに、堺旧港、泉大津旧港、岸和田旧港の再開発を促進する。
- ・ 泉佐野港において、海上アクセス等として必要な港湾施設の整備を推進する。
- ・ 深日港については、空港立地のインパクトを生かし、その活性化を図る。

4 ターミナル施設

空港の立地に伴い増加する人・物・情報の流れを円滑に処理するため、関係者間の調整を踏まえ、航空旅客・貨物ターミナルの整備を促進する。

- (1) 航空旅客ターミナル
 - ・ 新大阪、梅田、難波・湊町、天王寺等の適地において航空旅客ターミナルの整備を促進する。
- (2) 航空貨物ターミナル
 - ・ 南大阪湾岸整備事業地内に、空港における航空貨物取扱施設の機能を補完・分担する流通関連施設の整備を促進する。
 - ・ 堺泉北港泉北6区、大阪南港等交通要衝適地において、航空貨物をはじめとする総合物流基地の整備を促進する。

5 その他の交通施設

- ・ ヘリコプター、海上高速艇、リニアモーターカー等の各種の輸送手段の導入については、その検討を進め、具体化を図る。

第2 市街地の整備

1 住宅・宅地開発等

空港従業員をはじめとする空港立地に伴う人口増加に対処するため、民間開発を適正に誘導するとともに、計画的開発地区における宅地開発、住宅建設を推進する。

また、府営住宅の活用を図る。

- (1) 計画的開発地区の整備
 - ・ 和泉中央丘陵地区については、昭和64年度から住宅供給できるよう整備を促進する。
 - ・ 二色の浜地区については、昭和63年度から住宅供給できるよう整備を推進する。
 - ・ 阪南丘陵地区については、空港開港時を目途に一部住宅供給できるよう整備を推進する。
 - ・ 南大阪湾岸整備事業地区については、空港開港時を目途に一部住宅供給できるよう整備を推進する。
 - ・ 他の計画的開発地区においても、空港開港に合わせ住宅供給ができるよう事業の具体化を図る。
 - ・ 住宅宅地関連公共施設整備促進事業の積極的な導入を図り、住宅・宅地開発に関連して必要となる公共施設の整備を推進する。
- (2) 府営住宅の建替及び改善
 - ・ 府営住宅建替事業及び府営住宅改善事業については、その推進を図る。

2 市街地開発等

- (1) 土地区画整理事業等

地域の特性を生かした市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等により、道路、公園等の公共施設及び宅地の計画的整備を促進する。

 - ・ 熊取駅前地区、大阪市湊町地区については、早期に事業を完成させるとともに、泉佐野市日根野地区については、早期に事業着手し、その整備を促進する。
 - ・ 泉佐野市空港連絡道路周辺地区、田尻町嘉祥寺縄添地区、泉南市信達地区、阪南町箱作地区、阪南町尾崎駅前地区、貝塚市東山丘陵地区、岸和田市上松久米田尾生

地区、岸和田市北部地区、堺市長曾根中百舌鳥地区等については、事業の具体化を図る。

(2) 市街地再開発事業等

主要鉄道駅周辺を中心として、土地の高度利用と都市機能の更新により魅力ある市街地の形成を図るため、市街地再開発事業等により商業、文化、住宅等の施設及び駅前広場、道路等の総合的な整備を促進する。

- ・ 泉佐野駅上地区、泉大津駅東地区、高石駅東B地区、堺駅・堺市駅周辺地区については、早期に事業着手し、その整備を促進する。
- ・ 泉佐野駅西口地区、和泉砂川駅前地区、樽井駅前地区、貝塚駅東地区、春木旭地区、忠岡駅前地区、和泉府中駅前地区、鳳駅前地区等については、事業の具体化を図る。

(3) まちづくり計画

泉州地域において秩序ある良好な市街地形成を誘導するため、地区計画等の積極的導入を図る。

3 臨海部の再開発等

- ・ 地域の活性化と環境改善を図るため、泉大津旧港、岸和田旧港については、湾岸線の建設と併行して再開発を促進するとともに、堺旧港については、早期に事業の具体化を図る。
- ・ 木材コンビナート地区については、産業構造の変化と木材産業の動向を展望し、空港立地のインパクトを活用して、総合的な振興を図る。
- ・ 泉佐野食品コンビナートについては、空港立地のインパクトを活用し、食品の加工流通拠点としての機能の向上を図る。

第3 都市基盤の整備

1 上水道

空港の立地に伴う水需要に対応し、安定した水の供給を行うため、既存水源に加え紀の川等広域的な水資源開発の促進を図るとともに、大阪府営水道用水供給事業及び関連水道施設の整備を推進する。

(1) 水資源開発

- ・ 広域的な水資源開発を促進するとともに、紀の川導水について、国及び関係県との調整を図りつつ、早期に事業の具体化を図る。

(2) 上水道施設

- ・ 大阪府営水道第7次拡張事業を推進するとともに、紀の川系水道施設整備については、紀の川導水に合わせ具体化を図る。
- ・ 関連水道施設整備事業については、空港開港に合わせ整備を促進する。

2 下水道

国際空港の立地にふさわしい都市環境を創造するとともに、空港の立地に伴う周辺地域の人口増加等に対応するため、南大阪湾岸流域下水道を根幹として下水道の整備を推進する。

- ・ 南大阪湾岸流域下水道北部処理区については、昭和61年度末に処理場の一部運転開始ができるよう整備を推進する。

- ・ 南大阪湾岸流域下水道中部処理区については、昭和63年度末に処理場の一部運転開始ができるよう整備を推進する。
- ・ 南大阪湾岸流域下水道南部処理区については、空港開港時を目途に処理場の一部運転開始ができるよう整備を推進する。
- ・ これらに関連する公共下水道による面的整備については、流域下水道事業と相互に整合させて事業を促進する。

3 河川・砂防

安全なまちづくりを推進するため、宅地開発など空港関連事業の実施に伴う雨水や土砂の河川への流出増に対処して、必要な河川改修及び砂防施設の整備を推進する。

- ・ 大津川、松尾川、牛竜川及び東松尾川の河川改修事業については、和泉丘陵開発事業との整合を図りつつ整備を推進するとともに、父鬼川ダム（仮称）について、調査を進める。
- ・ 茶屋川、飯の峯川の河川改修事業及び砂防事業については、阪南丘陵開発事業との整合を図りつつ整備を推進する。
- ・ 津田川、春木川、樫井川等については、関連する地域の開発事業との整合を図りつつ整備を推進する。

4 公園・緑地・海岸環境整備・緑化の推進

空港の立地に対応して、魅力ある景観、緑豊かな都市環境を創出し、レクリエーション機能を高めるため、公園、緑地、海岸環境の整備を図るとともに緑化の推進に努める。

- ・ 空港記念緑地（仮称）については、空港開港時に一部開設できるように空港対岸部において整備を図る。
- ・ 蜻蛉池公園については、空港開港時に一部開設できるように整備を推進する。
- ・ 松尾寺公園については、その整備を促進する。
- ・ 二色の浜公園については、湾岸線の建設に合わせその整備を推進する。
- ・ 二色の浜海岸については、海岸の保全及び海岸環境の整備を推進する。
- ・ 淡輪・箱作海岸については、海岸環境の整備を推進するとともに、泉南海浜緑地（仮称）について、事業の具体化を図る。
- ・ 緑化協定の締結、施設緑化基準の適切な運用等により、地域の緑化を推進する。

5 廃棄物処理施設

- ・ 空港の立地に伴う周辺地域の人口増加等に対処するため、廃棄物処理施設の整備を促進する。

6 消防施設

- ・ 空港の立地により生ずることが予想される消防、救急、救助活動の増大に的確に対応するため、ヘリコプター等必要な消防施設及び救急業務施設の整備を促進する。

7 警察・交通安全施設

(1) 警察施設

- ・ 空港の立地に伴う各種警察業務の増大に的確に対応するため、空港警察署、泉州方面警察隊等の設置など所要の体制整備を図る。

(2) 交通安全施設

- ・ 空港の立地に伴い整備される道路等の交通安全対策として、交通管制システム、信号機、道路標識等の整備を図る。

8 教育・文化施設等

(1) 学校施設等

- ・ 空港の立地に伴う人口増加等に対処するため、計画的開発地区等において、幼稚園、小・中学校、保育所、社会教育施設、社会体育施設の整備を図る。
- ・ 丘陵部の計画的開発地区を中心に広く内外の大学、研究機関等の誘致に努める。

(2) 文化施設等

- ・ 空港関連事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査体制の充実を図るとともに、文化財資料館の整備を図る。
- ・ 空港の立地に伴う都市化の進展に対処するため、歴史的町並み・民俗文化財の保存に努める。
- ・ 空港の大阪都心部、関西文化学術研究都市等との広域的な情報ネットワークの整備を促進するとともに、情報化の進展に対応する新しいまちづくりを促進する。
- ・ 空港の立地に伴い必要となる国際会議機能を有するホテル等の誘致を図るとともに、国際交流・研修施設の具体化に努める。

第4 農林漁業の振興

1 農業の振興

空港関連事業の推進に伴う農地の減少等生産環境の変化に対処するとともに、食料品需要の増大等新たな要因を活用し得る生産性の高い都市型農業の振興を図るため、地域の特性と農業者等の意向を踏まえ、優良農地の確保と生産生活基盤の整備、高収益農業経営の育成及び流通施設の整備などを推進する。

(1) 優良農地の確保と生産生活基盤の整備

- ・ 優良農地の保全と各種事業の総合的、計画的な推進のため、農業振興地域の指定や農用地区域の拡大に努める。
- ・ 都市の中の緑の空間として保全・活用を図るため、適地における都市緑農区の指定を促進する。
- ・ 優良農地の確保と生産の高度化を図るため、農地開発事業、ほ場整備事業、農業用水合理化事業、緑農住区開発関連土地基盤整備事業、都市緑農区基盤整備事業、土地改良総合整備事業、高速国道関連土地改良事業、農道整備事業等を推進する。
- ・ 財団法人大阪府農地開発公社の機能を活用し、農地の集団化、流動化を促進するとともに、農業生産基盤整備事業を円滑に行い、あわせて代替農地の取得・あっせんに努める。

(2) 高収益農業経営の育成

- ・ 空港インパクトを活用した都市型高収益農業経営の育成を図るため、園芸団地、畜産団地の整備を促進する。
- ・ 園芸、畜産が一体となったリサイクル農業モデル団地について、事業の具体化を図る。
- ・ 高収益農業経営への取組を支援するため、先端技術等試験研究の推進と技術情報システムの整備を図る。

(3) 流通施設の整備

- ・ 生鮮食料品等の需要の増大に対応するため、泉北及び泉南地域に拠点的地方卸売市場等の整備を図る。

(4) 都市と農林業の交流

- ・ 観光農業、市民農園の整備を促進するとともに、リサイクル農業モデル団地等と一体となった自然の中での農林業体験の場の創出を図る。

2 森林の保全と活用

- ・ 和泉葛城山系において金剛生駒国定公園の拡大、大阪府自然環境保全地域の指定を図るとともに、都市近郊林整備事業、生活環境保全林整備事業等を実施し、自然休養ゾーンの整備を進める。また、府民参加の森づくり事業の推進を図る。
- ・ 林道の開設・改良、間伐促進総合対策、林産集落振興対策等を促進し、林業生産環境の整備に努める。

3 漁業の振興

空港の立地等に伴う漁業への影響や地域構造の変化に対処するとともに、大阪湾の漁業ポテンシャルを有効に活用し、生産性の高い都市型漁業としての発展を図るため、漁場の整備開発、栽培漁業の推進、漁業経営の安定などの振興策を推進する。

(1) 漁場の整備開発

- ・ 魚類等の天然の再生産機能の向上、栽培漁業における放流稚魚の保護、育成を図るため、増殖場の造成を行う。
- ・ 魚類等のい集、生育を効率的に行い、漁場生産力の向上を図るため、魚礁漁場の造成を行う。
- ・ 漁場保全の一環として、漁場堆積物除去事業を実施する。
- ・ 効果的な漁場整備開発の推進や適正な漁場管理手法を確立するため、漁場整備・管理技術の研究を推進する。

(2) 栽培漁業の推進

- ・ 放流用稚魚の量産体制を確立し、栽培漁業の積極的な拡充を図るため、事業推進の中核的機関となる栽培漁業センターを整備し、あわせて漁業者の主体的な取組を促進するための体制を整備する。
- ・ 栽培漁業センターで生産した稚魚の放流効果を高めるため、稚魚中間育成場を造成する。
- ・ 栽培漁業技術水準の向上を図るため、魚種の生産等の技術開発を推進する。

(3) 漁業経営の安定

- ・ 漁船の大型化、隻数の増加、漁船装備の変化等に対応するため、府下の12漁港において防波堤、物揚場等の新設改良、漁港施設用地の造成等の整備を推進する。なお、佐野、田尻、岡田の各漁港については、南大阪湾岸整備事業及び湾岸線建設事業と整合を図りつつ整備を推進する。
- ・ 府下の漁協系統組織の主導的な立場にある大阪府漁業協同組合連合会の事業機能の強化を図るため、同連合会施設を水産総合センターとして整備する。
- ・ 安定的な漁業生産の確保と漁業者の組織的な活動の促進等を図るため、漁業根拠地に、荷捌施設、冷蔵保管施設、福利・厚生施設等の共同利用施設を整備する。
- ・ 栽培漁業の推進、漁業者福祉の充実、漁業就業者の育成等の事業を効果的かつ円滑に実施するため、漁業振興基金（財団法人）を設立する。

- ・ 漁業操業設備の近代化に伴う資金需要の増大に対応するため、漁業金融制度の拡充を図る。
 - ・ 漁業をとりまく環境の変化に対応し、漁業者意識の変革と新たな担い手の確保等を図るため、営漁計画の策定指導や漁業者研修センター（仮称）の設置による漁業者の育成、指導を行う。
- (4) 都市と漁業の交流
- ・ 府民の海洋レクリエーション需要の増大に対応するとともに、漁業者の就労機会の拡大、漁家所得の向上等を図るため、魚釣施設、体験漁業施設等観光漁業施設の整備を図る。

第5 産業の振興等

1 コスモポリス構想の推進

空港の立地及び交通体系の整備に伴う産業立地条件の向上と都市の集積機能を活用して、大阪の産業構造の高度化と経済の活性化を図るため、丘陵部の適地において研究所、先端技術産業、情報産業等が立地する先端産業団地の整備を促進する。

- ・ 近畿自動車と歌山線沿い丘陵部の泉佐野市（上之郷地区）、岸和田市（神於山地区）及び和泉市（春木・久井地区）において、研究所、先端技術産業等が集積するハイテク・リサーチパークの具体化を図る。
- ・ 企業誘致体制を整備し、積極的に先端技術産業等の立地を促進する。

2 地場産業等の振興

空港の立地に伴う社会経済環境の変化に対処するとともに、新たな成長要因を活用しつつその振興を図るため、地場産業をはじめとする地域の産業の知識集約化、高付加価値化を促進する。

- ・ 地場産業等の総合的な振興拠点として、南大阪地域地場産業振興センターを昭和61年度を目途に整備する。
- ・ 地場産業等の新技術・新商品開発を支援するため、企業が設計、試作、評価できる先端技術開放試験室、技術情報を収集・提供するための技術情報提供システムを整備するとともに、新素材の開発・実用化を促進するためのニューマテリアルセンタ・・・の具体化を図る。
- ・ 地場産業等の知識集約化、高付加価値化への取組を支援するため、中小企業技術者研修の充実、公設試験研究機関の機能強化、新分野進出の円滑化などを図る。

3 雇用の開発・安定

空港の建設や新たな産業立地に伴う労働力需給の変化等の労働に係る課題に対応し、雇用安定対策をはじめ総合的な労働対策の推進を図る。

(1) 空港等の建設過程における労働力の確保

- ・ 空港建設等の進捗に合わせ、関係機関の協力の下に労働力需給の見通し等について情報収集を行い、職業安定関連機関の機能の充実など広域職業紹介業務等の強化を図る。
- ・ 雇用管理の改善、労働災害の防止をはじめ労働環境の整備改善に努める。

(2) 総合的な労働対策の推進

- ・ 求人求職に関する情報をはじめ雇用に関する総合的な情報の収集・提供を進めるとともに、職業紹介、職業指導など公共職業安定機関の機能の強化を図る。
- ・ 地場産業等に対する雇用管理等の改善や能力開発についての指導援助に努める。
- ・ 公共職業訓練校における訓練科目の整備充実や海外技術交流の促進など職業訓練機能の強化を図る。
- ・ 中小企業労働者等に対する労働福祉施策の充実に努める。

第6 救急医療体制等の整備

1 救急医療体制の整備

空港の立地に伴う人口増加、交通量の増大等による重篤救急患者の増加に対処するとともに、空港災害時における救急医療の確保を図るため、高度救急医療施設及びその基盤となる初療、二次の救急医療体制を国、市町、民間医療機関等の協力の下に整備するとともに、ヘリコプターの活用など迅速な搬送体制の確保について検討を進め、地域における救急医療のシステム化を図る。

- ・ 泉州地域における救急医療の中核的医療機関として、南部救命救急センター（仮称）を整備する。
- ・ 市町等が実施する初療及び二次の救急医療施設の運営・整備を促進し、地域における救急医療体制の充実に努める。

2 高度医療体制の整備

- ・ 国立泉北病院、国立千石荘病院等地域の基幹となる医療施設については、救急医療体制の整備と併せてその拡充を促進し、地域における高度な医療サービスの充実に努める。

3 感染症対策

- ・ 空港の立地に伴う国際交流の活発化に対処して、海外からの感染症に対する検疫体制の整備と併せて、診断、治療等の機能を持つ専門医療施設の整備を促進する。

第7 南大阪湾岸整備事業

空港建設・運用の支援と大阪湾及び地域の環境改善を図り、あわせて地域の振興に資するため、昭和61年度から昭和67年度までの間に、空港対岸部において318.4haの埋立造成事業を実施する。

- ・ 空港アクセスとして必要となる幹線道路、ジャンクション、鉄道駅等の交通施設用地を確保する。
- ・ 空港機能の支援・補完のため、ホテル、空港従業員住宅、航空貨物取扱施設、駐車場、機内食関連工場等航空関連産業の施設用地を確保する。
- ・ 空港立地のインパクトに対処するため、緩衝緑地、空港関連事業による移転工場、港湾、漁港施設、道路等の用地を確保する。
- ・ 大阪湾の水質及び地域の環境改善を図るため、南大阪湾岸流域下水道南部処理区

の処理場用地を確保する。

- ・ 水質改善と併せて土地利用の純化、周辺環境の改善を図るため、工場移転用地を確保する。
- ・ 快適環境の創造及び魅力ある都市景観を創出するため、空港記念緑地（仮称）をはじめとする緑地を確保するとともに、新しい海岸線の創造を目指して親水性の緩傾斜護岸及び人工海浜を配置する。
- ・ これらの土地利用に必要な道路、上・下水道等関連公共施設及び高度情報通信基盤施設の整備促進を図る。

第8 阪南丘陵開発事業

空港の建設等に伴い必要となる土砂を、阪南町箱作地区の丘陵地から埋立工期に合わせて昭和63年度から昭和66年度にかけて供給するとともに、空港の立地に伴う地域の宅地需要に対応するため、その跡地約170haを計画的に整備し、良好な住宅地を中心に、産業施設等の誘致をも含む国際化・情報化の進展に対応した複合的なまちづくりを行う。

- ・ 住宅地開発については、空港開港に伴い必要となる空港従業員の住宅並びに府民のための低層住宅を中心として、緑豊かな、ゆとりある住宅街の形成を図る。
また、歩車分離及び緑道、遊歩道等の整備により、安全で快適なまちづくりを行う。
- ・ 誘致施設については、住環境との調和に留意しつつ、空港立地のインパクトに対応した産業の誘致や文化、レクリエーション施設など、地域の振興につながる施設の整備に努めるとともに、高度情報通信基盤施設の整備促進を図る。
- ・ 土砂採取によって生じた斜面の緑化や公園、緑地の計画的な配置により、防災面への十分な配慮と自然環境の保全、調和を図る。
- ・ 近隣住区として生活圏が形成されるよう、学校、幼稚園、保育所等を適切に配置するとともに、購買施設、医療施設、集会施設などをセンター地区に配置する。
- ・ 地区外からの取付道路や駅前広場、公共下水道、河川等についても本事業計画に合わせて整備促進を図る。

第3章計画の推進

第1 国、地方公共団体等との協力

(国等との協力)

- 1 この計画に掲げる事業のうち、国、公団等が実施するものについては、事業が円滑に推進されるよう国等と相互に協力するとともに、地方公共団体が実施する事業については、財政援助借置等国の協力を要請するものとする。

(関係市町との協力)

- 2 府は、広域的な地方公共団体として、国の協力を得て本計画に基づき主として広域的な施設等の整備を推進するとともに、関係市町が進める関連の地域整備について総合的な調整を行い、その推進に協力するものとする。また、国、府等が実施する事業について、関係市町の協力を得るものとする。
- 3 この計画に掲げる事業のうち、空港の建設及び運営と密接に関連するものについては、関西国際空港株式会社と相互に協力してその推進に努めるものとする。

第2 関連行政計画との整合

この計画の推進に当たっては、大阪府総合計画及び関係市町の総合計画等との整合に留意するとともに、今後、策定、改定が予定されている第4次全国総合開発計画及び近畿圏基本整備計画等の関連行政計画に対し、その内容の反映に努めるものとする。

第3 計画の推進に当たっての留意事項

(環境への配慮)

- 1 この計画の推進に当たっては、大阪府環境総合計画、大阪地域公害防止計画等との整合を図るとともに、環境影響評価を実施するなど環境の保全、公害の防止に十分配慮し、快適な都市環境の創造を目指すものとする。
また、大阪湾の水質の現状にかんがみ、同海域の水質改善について十分配慮するものとする。

(財政への配慮)

- 2 この計画の推進に当たっては、空港に関連して特に開港までに整備する必要性の高い事業の実施により、関係市町の財政に著しい影響が及ぶことのないよう市町の財政状況を勘案しつつ、必要な財政援助措置を講じるものとする。

(民間活力の導入)

- 3 この計画の推進に当たっては、積極的に民間活力の導入を図るものとする。

(地元中小企業の受注機会の確保)

- 4 この計画の推進に当たっては、地元中小企業の受注機会の確保に配慮するものとする。

第4 社会経済情勢の変化への対応

関西国際空港に関連する地域整備事業が長期にわたって推進されるものであることにかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に的確に対応するため、所要の見直しを行うなど弾力的な運用を図ることとする。

(参考)

事 業 概 要

1-1-(1) 自動車専用道路等

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
近畿自動車道天理吹田線	東大阪ジャンクション～ 松原南インターチェンジ(IC) 12.1km 幅員 4～6 車線	日本道路公団	昭和60年代前半を目途に整備
近畿自動車道 和歌山線	松原南 IC～阪南 IC 45.1km 幅員 4～6 車線	日本道路公団	開港時を目途に整備
空港連絡道路	近畿自動車道和歌山線～南大阪湾岸整備事業地 6.6km 幅員 高速 4 車線、平面 4 車線	日本道路公団 建設省 大阪府	開港時を目途に整備
阪神高速道路湾岸線	神戸市東灘区～泉佐野市 約 55km 幅員 4～6 車線	阪神高速道路公団	泉大津市臨海町以北 (大阪府域) 昭和60年代前半を目処に整備 臨海町～空港連絡道 早期に整備
阪神高速道路大阪港線	大阪市港区～西区 4.8km 幅員 4 車線	阪神高速道路公団	昭和60年代前半を目処に整備
阪神高速道路大阪堺線	大阪市浪速区 湊町ランプの建設	阪神高速道路公団	開港時を目途に整備
阪神高速道路大阪高槻線 淀川左岸線及び 関連事業	大阪市此花区～大淀区 10.2km 幅員 4 車線 (関連事業) 桜島守口線 大阪市此花区 1.7km 淀川南岸線 大阪市福島区～大淀区 5.2km 正蓮寺川関連街路 2.7km	阪神高速道路公団 大阪市	大阪高槻線 整備を促進 淀川左岸線 事業の具体化
阪神高速道路東大阪線	大阪市西区～東大阪市西石切町 14.9km 幅員 4～6 車線	阪神高速道路公団	開港時を目途に整備

第2 阪奈道路	東大阪市～奈良市 13.4km 幅員 2車線 (1期計画)	大阪府道路公社 奈良県道路公社	開港時を目途に整備
第2 京阪道路	門真市～京都市伏見区約 30km 幅員高速 4～6車線、平面 2～4車線	日本道路公団 建設省	整備を促進
南阪奈道路	羽曳野市～奈良県北葛城郡新庄町 8.6km 幅員 4車線	日本道路公団	整備を促進
南河内道路	美原町～羽曳野市 約 9km 幅員 4車線	未定	事業の具体化
堺泉北道路	堺市～高石市 (松原泉大津線高架部分) 4.7km 幅員 4車線	大阪府道路公社	開港時を目途に整備

1-1-(2) 一般道路

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
第2 阪和国道	阪南町～和歌山市 幅員 4車線	建設省	事業の具体化 早期に整備
国道170号	河内長野市～泉佐野市 16.4km 幅員 16～22m	大阪府	早期に開通
大阪臨海線	堺市～泉南市 33.3km 幅員 30～36m	大阪府	整備を推進
泉大津美原線 (松原泉大津線)	泉大津市～美原町 15.7km 幅員 30～60m	大阪府	開港時を目途に整備
岸和田牛滝山貝塚線 (磯之上山直線)	岸和田市域 9.9km 幅員 20～35m	大阪府	開港時を目途に整備
岸和田牛滝山貝塚線 (貝塚中央線)	貝塚市域 6.9km 幅員 16～40m	大阪府	早期に開通
泉佐野岩出線 樽井男里線	南大阪湾岸整備事業地～近畿自動車道 約 4km 幅員 25～40m 近畿自動車道～府県界 約 5km 現道拡幅等	大阪府	南大阪湾岸整備事業地～近畿自動車道 早期に開通

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
泉州山手線	和泉市～泉佐野市 18.3km 幅員 25～65m	大阪府	和泉市～磯之上山直線 開港時を目途に整備
泉佐野打田線	大阪外環状線～府県界 9.4km 未改良延長 1.0km 幅員 10m	大阪府	整備の推進
岬加太港線	国道 26 号～府県界 6.0km 未改良延長 0.5km 幅員 8.5～10.5m	大阪府	整備の推進
泉大津粉河線 松之浜曾根線・ 池上下宮線	泉大津市～和泉市 11.0km 幅員 20～33m 和泉市～府県界約 10km 現道拡幅等	大阪府	事業の具体化
淀川北岸線	大阪市西淀川区中島～大 1.5km 幅員 19m	大阪市	開港時を目途に整備
箱作駅前線（仮称）	阪南丘陵～箱作駅 約 1 km	阪南市	開港時を目途に整備
道路情報提供装置等	空港アクセス道路に係る道路情報提供及び道路標識等の整備	建設省等	整備の推進

1-1-(3) 連続立体交差事業

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
南海本線・泉佐野市	泉佐野駅付近 2.8km 踏切除却数 9ヶ所	大阪府	整備の推進
関西本線・大阪市	今宮～湊町 1.8km 踏み切り除却数 5ヶ所	大阪市	事業の具体化
南海本線・堺市	大和川～石津川 5.4km 踏切除却数 20ヶ所	大阪府	昭和 62 年度末完成
同・岸和田市	上野町～岸城町 1.7km 踏切除却数 8ヶ所	大阪府	整備の推進

1-2 鉄道

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
空港連絡鉄道	南海本線泉佐野駅～前島駅 1.8km 阪和線日根野駅～前島駅 4.3km 前島駅～空港ターミナル 6.9km	南海電気鉄道(株) 関西国際空港(株)	開港時を目途に整備
空港と新大阪駅の直結	空港～新大阪 約63km 在来線利用(阪和線、関西線、 環状線、梅田貨物線)	国鉄	開港時を目途に整備
大阪外環状鉄道	新大阪～加美(第1期) 18.6km 加美以南 約40km	(第1期区間) 国鉄 (南伸区間) 未定	(第1期区間) 整備を促進 (南伸区間) 計画の具体化
なにわ筋線	新大阪～なにわ筋 ～湊町 ～岸ノ里	未定	計画の具体化

1-3 港湾

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
堺泉北港	泉北5区 岸壁450m、土地造成3ha 泉北6区 岸壁960m 土地造成50ha (堺旧港、泉大津旧港再開発:別掲)	大阪府	開港に合わせて整備
阪南港	阪南2区岸壁1,250m 土地造成108ha 阪南4区岸壁870m 土地造成38ha (岸和田旧港再開発:別掲)	大阪府	阪南2区 事業の早期具体化 阪南4区 開港にあわせ整備
泉佐野港	岸壁520m 防波堤1,050m 土地造成21ha	大阪府	開港に合わせて整備

2-1-(1) 計画的開発地区の整備

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
和泉中央丘陵地区	約 370ha、8,500 戸 計画人口 32,000 人	住宅都市整備公団	住宅供給予定期間 昭和 64～72 年度
二色の浜地区	約 42ha 1,900 戸 計画人口 6,000 人	大阪府	住宅供給予定期間 昭和 63～67 年度
阪南丘陵地区	約 171ha 約 2,500 戸 計画人口 9,000 人	大阪府	開港時を目途に一部 住宅供給
南大阪湾岸整備 事業地区	約 8ha、約 1,000 戸 計画人口 2,600 人	大阪府	開港時を目途に一部 住宅供給

2-1-(2) 府営住宅の建替及び改善

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
府営住宅建替事業	5,500 戸	大阪府	住宅供給予定期間 昭和 61～70 年度
府営住宅改善事業	3,400 戸	大阪府	住宅供給予定期間 昭和 61～65 年度

2-2-(1) 土地区画整理事業等

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
熊取駅前地区	面積 6.1ha 熊取駅前（駅前広場を含む）の 整備	熊取町	早期事業完成
大阪市湊町地区	面積 約 117ha 泉尾今里線、立葉元町線の整備	大阪市	早期事業完成
泉佐野市日根野 地区	面積 約 50ha 大阪岸和田泉南線、日根野駅前 線（駅前広場を含む）の整備	組合（予定）	事業の早期具体化

2-2-(2) 市街地再開発事業等

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
泉佐野駅上地区	面積 3.0ha	組合（予定）	事業の早期具体化
泉大津駅東地区	面積 3.0ha 泉大津駅南線（仮称）の整備	組合（予定）	事業の早期具体化
高石駅東B地区	面積 1.5ha 南海東側2号線、高石駅前線 （駅前広場を含む）の整備	組合（予定）	事業の早期具体化
堺駅・堺市駅 周辺の整備	大小路シボルロード 延長 1.48km シボル街路として歩道の拡幅 整備 堺駅前地区の再開発 堺市駅前地区の整備	堺市 組合等	事業の早期具体化

2-2-(3) まちづくり計画

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
まちづくり計画	泉南市3地区 約40ha 田尻町1地区 約10ha （地区計画構想地区 4市4町 約400ha）	市 町	地区計画の早期策定

2-3 臨海部の再開発等

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
堺旧港	再開発区域 3.4ha （うち、土地造成 1.6ha） 緑地	大阪府	事業の早期具体化
泉大津旧港	再開発区域 26ha （うち、土地造成 22.8ha） 埠頭施設、緑地等	大阪府 泉大津市等	開港に合わせ整備
岸和田旧港	再開発区域 20ha （うち、土地造成 8.1ha） 埠頭施設、緑地等	大阪府 岸和田市等	開港に合わせ整備

3-1-(1) 水資源開発

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
紀の川導水	紀の川大堰	建設省	開港時を目途に整備
	取水・導入施設 調整ダム	大阪府	事業の早期具体化

3-1-(2) 上水道施設

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
大阪府営水道用水供給事業	用水供給施設 取水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 送水管施設 送水ポンプ施設 浄水池施設	大阪府	開港に合わせて整備
関連水道施設整備事業	受水施設 受水池 送水施設 ポンプ、送水管 配水施設 配水管	市 町	開港に合わせて整備

3—2 下水道

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
南大阪湾岸流域 下水道北部処理 区 及び 関連公共下水道	計画処理面積 11,435ha 計画処理人口 558,000人 管渠 54,510m ポンプ場 2ヶ所 処理場 1ヶ所	大阪府 市 町	昭和 61 年度末 処理場一部運転開始
南大阪湾岸流域 下水道中部処理 区 及び 関連公共下水道	計画処理面積 6,310ha 計画処理人口 309,000人 管渠 19,410m 処理場 1ヶ所	大阪府 市 町	昭和 63 年度末 処理場一部運転開始
南大阪湾岸流域 下水道南部処理 区 及び 関連公共下水道	〔計画案〕 計画処理面積 約 2,725ha 計画処理人口 198,000人 管渠 14,070m ポンプ場 1ヶ所 処理場 1ヶ所	大阪府 市 町	空港開港時を目途に 処理場一部運転開始

3—3 河川・砂防

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
大津川水系 大津川 松尾川 牛滝川 東松尾川	要改修延長 10.4km	大阪府 和泉市	和泉丘陵開発事業に 合わせ整備
茶屋川水系 茶屋川 飯ノ峯川	要改修延長 4.2km 砂防堰堤整備	大阪府 阪南市	阪南丘陵開発事業に 合わせ整備

3-4 公園・緑地・海岸環境整備事業・緑化の推進

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
空港記念緑地 (仮称)	(南大阪湾岸整備事業地内予定)	大阪府	開港時に一部開設
蜻蛉池公園	岸和田市 面積 約 103ha 泉南地域における根幹的広域公園	大阪府	開港時に一部開設
松尾寺公園	和泉市 面積 約 56ha、 宅地開発に関連する地域の中核的公園	和泉市	開港時に一部開設
二色の浜公園	貝塚市 面積 約 40ha 泉南地域における根幹的広域公園	大阪府	開港時に一部開設
二色の浜海岸 環境整備事業	貝塚市 延長 約 1km、養浜面積 約 15ha	大阪府	開港時に一部開設
淡輪・箱作海岸 環境整備事業	阪南町箱作～岬町淡輪 土地造成 約 11ha 養浜面積 約 5 ha	大阪府	開港時に一部開設
泉南海浜緑地 (仮称)	阪南市、岬町 面積 約 39ha 泉南地域における根幹的広域公園	大阪府	事業の早期具体化

3-6 消防施設

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
消防施設	消防施設及び救急業務施設	市 町	開港に合わせ整備

3-7-(1) 警察施設

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
警察施設	空港警察署、泉州方面警察隊等 所要の警察施設整備	大阪府	開港に合わせ整備

3-7-(2) 交通安全施設

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
交通安全施設	交通管制システム、信号機、道 路標識等	大阪府	開港に合わせ整備

4-1-(1) 優良農地の確保と生産生活基盤の整備

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
農地開発	農地造成及び樹園地の再整備 農地造成面積 約 450ha 附帯する農地の区画整理面積 約 200ha (岸和田市神於山地区、和泉市 松尾山地区、岬町岬地区、泉佐 野市、堺市等)	大阪府 又は 市 町	事業の早期具体化
ほ場整備	農地の区画整理と農道、水路等 の総合的整備 区画整理面積 約 600ha (貝塚市・熊取町の白地地区、 泉佐野市上之郷・日根野・土丸 地区、田尻町吉見地区等)	大阪府 又は 市 町	事業の早期具体化
農業用水合理化	ため池利水機能の向上、ため池 の新設改修、パイプライン方式 導入等による農業用排水路の 整備及び都市用水の生み出し (泉佐野市滝ノ池、泉南市堀河 ダム等)	大阪府	事業の早期具体化
緑農住区開発関 連 土地基盤整備	農住混在地域における優良農 地及び住宅用地の整備 (泉佐野市日根野地区、堺市 等)	大阪府	事業の早期具体化
都市緑農区 基盤整備	都市緑農区内における各種生 産基盤の整備 (泉佐野市羽倉崎地区、泉南市 牧野地区、阪南町等)	各地区生産者協議 会	事業の早期具体化
土地改良総合整 備	農地開発事業、ほ場整備事業等 の土地改良事業の総合実施に よる農村生産基盤の一体的整 備 (田尻町等)	市 町	事業の早期具体化
高速国道関連土 地改良	空港連絡道路周辺の道路、水路 整備及び隣接農地の区画整理 (泉佐市長滝地区)	市	事業の早期具体化
農道整備	農道の新設 (岬町深日地区)	大阪府	事業の早期具体化

4-1-(2) 高収益農業経営の育成

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
園芸団地の整備 (野菜、花き、果樹)	野菜養液栽培施設、ハウス栽培施設、多目的防除施設等生産施設の整備と一部土地基盤の整備 (泉佐野市上之郷・日根野・長滝区、貝塚市王子地区、岸和田市土生滝地区及び畑地区等)	農業協同組合 又は 農業生産法人等	事業の早期具体化
畜産団地の整備	畜舎等の施設の近代化、ふん尿処理施設等の整備 (泉佐野市日根野又は上之郷地区等)	農業協同組合 又は 農業生産法人等	事業の早期具体化
リサイクル農業モデル団地の整備	野菜、花き、畜産団地の一体的な整備と畜産廃棄物等リサイクル施設の総合的活用による高収益農業のモデル団地としての整備 (岬町)	未定	事業の早期具体化

4-1-(3) 流通施設の整備

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
生鮮食料品流通拠点施設の整備	地方卸売市場の統合による拠点的地方卸売市場等の整備 (泉北地域、泉南地域)	未定	事業の早期具体化

4-1-(4) 都市と農林業の交流

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
自然の中で農林業体験の場の創出	リサイクル農業団地、自然休養ゾーンと一体となった森林浴及び農林業体験の場の創出 (岬町) 適地における観光農業、市民農園の促進	大阪府等	事業の早期具体化

4-2 森林の保全と活用

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
和泉葛城自然休養ゾーンの整備	都市近郊林整備事業、生活環境保全林整備事業による植栽、園路、林間広場等の整備、松食い虫被害による荒廃の修景回復(岸和田市、泉佐野市、泉南市、岬町等) 整備面積 約 700ha	大阪府 市 町	事業の早期具体化
府民参加の森づくり	収益可能な林地について府、地元市町、土地所有者の三者による分収契約を締結し森林を造成(熊取町等) 造成面積 約 20ha	大阪府 市 町	事業の早期具体化
林業生産環境の整備	林業の開発・改良(和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市等) 開設 3ヶ所 延長約 5km 改良 3ヶ所 延長約 4km 間伐の集団的、計画的促進(和泉市等) 林産物の生産振興を図るための貯蔵施設、作業道等の整備(岸和田市、貝塚市、泉佐野市等)	市 町	事業の早期具体化

4-3-(1) 漁場の整備開発

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
増殖場の造成	藻場等の増殖場の造成 (府下南部地先海域約 120ha)	大阪府	(事業中)
魚礁漁場の造成	沿岸型魚礁の造成 (府下中南部沿岸海域 11ヶ所) 沖合型魚礁の造成 (府下南部沖合海域 2ヶ所)	大阪府 市 町 漁業協同組合	(沿岸型) (事業中) (沖合型) 事業の早期具体化
漁場堆積物の除去	ビニール、空缶等廃棄物除去等 (府下地先海域)	大阪府	(事業中)
漁場整備・管理技術研究の推進	漁場環境条件、漁業資源動向、魚礁漁場の生産効果等の研究	大阪府	(事業中)

4-3-(2) 栽培漁業の推進

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
栽培漁業センターの設置	栽培漁業の中核機関としての栽培漁業センターの設置（岬町）	大阪府	開港時までに整備
稚魚中間育成場の造成	消波潜堤の設置（府下南部地先海域 3ヶ所）	大阪府	開港時までに整備
栽培漁業技術の開発	新魚種の生産、放流技術等の開発	大阪府	（事業中）
栽培漁業推進体制の整備	栽培漁業センタ・・・の運営、普及啓蒙事業の実施等	大阪府等	（事業中）

4-3-(3) 漁業経営の安定

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
漁港の整備	防波堤、物揚場の新設改良、漁港施設用地の造成等	大阪府	（事業中）
水産総合センターの整備	漁連会館、冷蔵保管施設、製氷・貯氷・砕氷施設、ノリ共販・加工施設、燃油供給施設、多獲性魚流通加工施設等の整備	大阪府漁業協同組合連合会	開港時までに整備
共同利用施設の整備	荷捌施設、活魚蓄養施設、冷蔵保管施設、漁具倉庫、漁船上架施設、福利厚生施設等の整備	漁業協同組合	（事業中）
漁業振興基金（財団法人）の設立	栽培漁業推進事業、漁業経営安定対策等事業の実施	大阪府 大阪府漁業協同組合連合会等	事業の早期具体化
漁業金融等の拡充・漁業者の育成指導	漁業信用基金協会の経営基盤の強化、営漁計画の策定、漁協役員研修等	大阪府 大阪府漁業協同組合連合会等	（事業中）

4-3-(4) 都市と漁業の交流

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
観光漁業施設の整備	魚釣施設、体験学習施設、鮮魚直売施設等の整備	市町 漁業協同組合	事業の早期具体化

5-1 コスモポリス構想の掩進

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
コスモポリス	研究開発型産業の立地を中心としたハイテク・リサーチパークの形成 候補地区 泉佐野市上之郷地区 約 100ha 岸和田市神於山地区 約 200ha 和泉市春木・久井地区約 100ha	コスモポリス地域 開発推進機構 において検討	事業の早期具体化

5-2 地場産葉の振興

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
南大阪地域地場産業振興センターの建設	機能：総合展示、情報提供、教育、研修等 堺市長曾根町	財団法人南大阪地域地場産業振興センター	昭和 61 年度整備

5-3 雇用の開発安定

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
総合的雇用情報システムの構築	職業安定所オンライン化による労働力需給の変化に対応した広域職業紹介体制の充実	労働省	昭和 62 年度整備
「労働行政地域総合システム」中核的機関の設置	総合的な労働行政の推進機能を有する中核的機関の設置	大阪府	昭和 64 年度整備

6-1 救急医療体制の整備

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
南部救命救急センター（仮称）	大阪府救急医療対策審議会において審議中（60.8.7 諮問）		開港時までに整備

7 大阪湾岸整備事業

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
大阪湾岸整備事業	位置 泉佐野市、泉南市、田尻町の地先公有水面 埋立面積 318.4ha 埋立土量 2,580 万 m ³ 護岸延長 9,600m 空港建設・運用の支援と大阪湾及び地域の環境改善を図る	大阪府	開港時までに埋立造成完了

8 阪南丘陵開発事業

事業名	事業内容	事業主体	整備目標
阪南丘陵開発事業(土砂採取跡地の整備)	位置 阪南町箱作地区 面積 約 170ha 計画戸数 2,500 戸 計画人口 9,000 人 住宅地を中心とした産業施設等の誘致による複合的なまちづくり	大阪府	開港時まで 一部造成完了